

戦傷病者等の妻に対する 特別給付金のご案内

このたび、第190回国会で成立した「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律」に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十八回特別給付金）が支給されることになりました。

この特別給付金は、戦傷病者等の妻の方のご労苦に対して、国として特別の慰^{いしや}藉を行うため、戦傷病者等の妻の方に支給するものです。

■ 新規支給 ■

【支給対象となる方】

平成28年4月1日において初めて「戦傷病者等の妻」となられた方
→ 支給の対象については、裏面の「第二十八回特別給付金の
支給対象者早見表」でご確認ください。

【支給される特別給付金】

国債の名称	第二十八回特別給付金国庫債券（い号）
額 面	15万円〔軽症者の方は7.5万円〕（5年償還の記名国債）

■ 継続支給 ■

【支給対象となる方】

平成28年4月1日における「戦傷病者等の妻」であって、
第二十三回または第二十五回特別給付金の受給権を取得された方
→ 支給の対象については、裏面の「第二十八回特別給付金の
支給対象者早見表」でご確認ください。

【支給される特別給付金】

国債の名称	第二十八回特別給付金国庫債券（い号）
額 面	50万円～15万円（※）（5年償還の記名国債）

※ 額面は、戦傷病者等の障害の程度や受給権取得時期によって異なります。

【請求期間】

平成28年4月15日（金）から平成31年4月15日（月）

※ 請求期間を過ぎると、第二十八回特別給付金を受けることができなくなります
のでご注意ください。

【請求窓口】

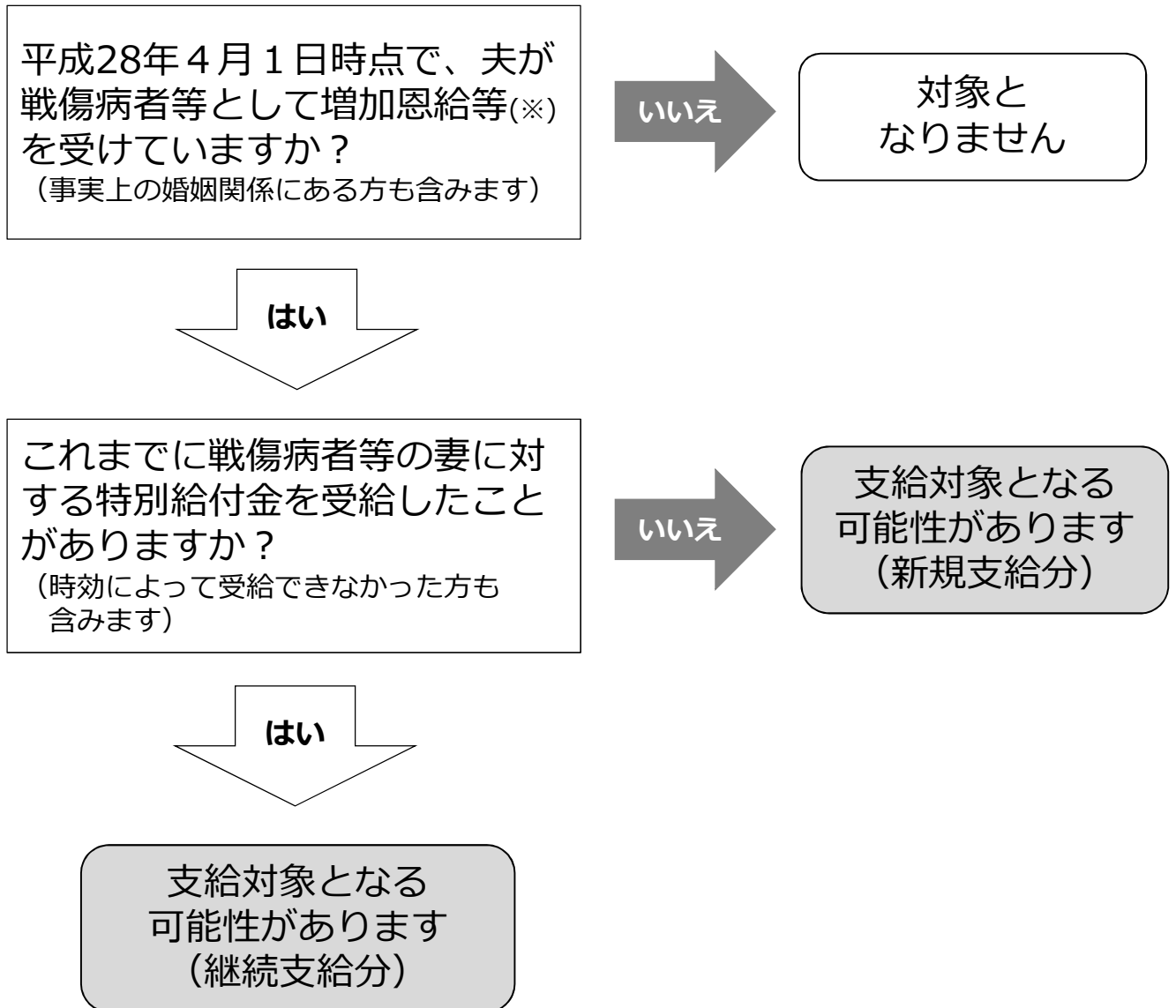
お住まいの市区町村役場の援護担当課

（裏面もお読みください）

【第二十八回特別給付金の支給対象者早見表】

◆早見表の見方◆

早見表の質問に該当する場合は「はい」の矢印、該当しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。第二十八回特別給付金の支給対象となる可能性のある方は、お住まいの市区町村役場にご相談ください。



※「増加恩給等」とは、次の給付のことです。

- ・ 恩給法による増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、傷病賜金
- ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、障害一時金
- ・ 旧令共済組合特別措置法による公務傷病年金 など

- 戦傷病者等が、増加恩給等のうち傷病賜金または一時金を受けたことがある場合は、お住まいの市区町村役場に支給対象となるかご相談ください。